

長洲町「くらしにホッと商品券」取扱登録店舗募集要項

1 趣旨

物価高騰等に直面する町民を支援するため、町内の店舗で利用できる商品券を発行し、日常生活の下支え及び地域経済の活性化を図ることを目的として実施する『長洲町「くらしにホッと商品券」発行事業』に係る町内取扱登録店の募集に関し必要事項を定める。

2 商品券について

名称	長洲町「くらしにホッと商品券」
セット内容	金額 10,000 円分(額面 1,000 円×10 枚)
券種	全店共通券 1,000 円券×7 枚(7,000 円分) 小規模店券 1,000 円券×3 枚(3,000 円分) ※「小規模店」とは、売場面積 500 ㎡未満の小規模店とする。
配布対象者	令和8年1月1日時点で長洲町の住民基本台帳に記載されている者
利用期間	令和8年3月1日(日)～令和8年7月31日(金)
換金期間	令和8年3月9日(月)～令和8年8月31日(月)

3 商品券の配布方法

配布対象世帯の世帯主に対し、商品券を日本郵便株式会社の「ゆうパック」で郵送する。

4 商品券取扱店の応募対象者

長洲町内に事業所を有する個人又は法人であって、次のいずれにも該当しない者とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- ③暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は便宜を供与する等の関係を有している者
- ④特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ⑤長洲町の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑥地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
- ⑦町民税等を滞納している者

⑧その他町長が不相当と認める者

5 商品券の利用対象にならないもの

- ①商品券、ビール券、酒券、おこめ券、図書券、事業所が独自発行する商品券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②国や地方公共団体、公共料金の支払い、税金の納付等
- ③株式、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- ④電子マネーカード等への入金
- ⑤その他町長が特に指定するもの

6 商品券取扱店の遵守事項

- ・特定取引において、商品券の受取を拒まないこと。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ・自らの事業上の取引に使用しないこと。
- ・自らの世帯に配布された商品券を自店舗で使用されたかのように偽って換金する等の不正な行為を、決して行わないこと。
- ・商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- ・「見本」や「サンプル」の表示がある商品券も受け取ってはならない。
- ・使用期間を過ぎた商品券は受け取ってはならない。
- ・使用者が使用する商品券について、偽造されたものを受け取ってはならない。また、商品券が偽造されたものと判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに町へ報告すること。
- ・汚損・破損した商品券は、汚損・破損部位以外の健全な部分が、券面の3分の2以上を有していないものは受け取ってはならない。
- ・商品券の換金は指定された期日までに行うこと。
- ・その他、『長洲町「(仮称)くらしにホッと商品券」発行事業実施要綱』の趣旨に反すると認められる行為をしないこと。
- ・商品券取扱店ののぼり旗等を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- ・店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示すること。

7 商品券の取扱いにおける注意事項

- ・使用する商品券の額面に満たない特定取引については釣銭の支払いはできない。
- ・釣銭を出すことができないため、会計の際に商品券に現金を加えて取扱をすること。
- ・商品券と現金との交換はできない。
- ・商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、町はその責を負わない。
- ・商品券事業における登録店舗に生じた費用や損害について、町はその責を負わない。
- ・商品券は、長洲町内の「長洲町くらしにホッと商品券取扱店」の表示がある店舗において使用できる。

8 商品券取扱店の登録

<申請期間>

令和8年1月26日(月)～令和8年3月27日(金)(※郵送の場合は、必着)

※令和8年2月13日(金)までに申請を受け付けた店舗については、町が作成する町内全世帯配布チラシへ店舗名等を掲載します。なお、令和8年2月16日(月)以降に受け付けた申請分については、町ホームページにて公開となります。

<申請方法>

① 長洲町まちづくり課窓口へ持参、② 郵送、③ 電子メール

<提出書類>

- ・申請書
- ・事業所所在地が確認できる書類(営業許可証の写し等)
- ・委任状(振込先口座名義が、代表者氏名と異なる場合)

<登録・公表>

- ・提出書類を審査の上、登録決定通知書を送付します。
- ・登録後は、町ホームページ等で店舗名等を公表します。
- ・登録内容に変更がある場合は、変更届・辞退届を提出すること。

<募集説明会>

次のとおり、説明会を開催いたします。なお、説明会への参加の有無による登録可否の取扱いはありません。

日時:令和8年2月2日(月) 第1回 午前10時～ / 第2回 午後2時～

場所:長洲町役場3階大会議室

9 商品券取扱店の取消等

この募集要項及び『長洲町「くらしにホッと商品券」発行事業実施要綱』に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。

また、不正な行為により損害金が発生したときは請求する場合がある。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査等を行う場合がある。

その場合は、商品券の売上に係る資料の提出などの協力を求める。

本事業の経済効果測定のため、取扱店舗に対しアンケート調査を実施する。

10 商品券の換金方法

換金は、長洲町役場総務課へ次の書類を提出すること。

<提出書類>

換金申込書、使用済商品券

<換金期間>

令和8年3月9日(月)から令和8年8月31日(月)まで

※上記期間以外での換金申請には、一切応じない。

<その他>

- ・換金手続きから振込までの期間は、約2週間程度となる。
- ・換金手続きの際は、他の商品券が混在しないように、事業所にて必ず商品券の枚数を数えた上、換金申込書に必要事項を記入すること。
- ・換金、振込等に係る手数料は発生しない。